

令和2年八郎潟町議会第3回臨時会 会議録

令和2年7月22日(水)

- 副議長 伊藤秋雄 おはようございます。
ただいまの出席議員は11名であります。
12番 村井剛君から欠席の届け出がありました。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会第3回臨時会は成立いたしました。
本日、村井議長が欠席しておりますので、代わりに私が議長を務めます。
議事運営について、ご協力をよろしくお願い致します。
ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。1番 小柳聡君、2番 柳田裕平君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、第3回臨時会の日程・運営等について、審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
本日午前9時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。
今回の臨時会の議案等は、八郎潟町長等の給与の減額に関する条例の制定について、の1議案と令和2年度一般会計補正予算の専決処分の承認案件が1件であります。
したがって、本委員会では会期を本日1日限りと決定しております。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会のご報告といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 副議長 伊藤秋雄 本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りと決定して、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 副議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定しました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、各課課長、会計管理者であります。
なお、教育長は出張のため欠席しておりますので、よろしくお願い致します。
日程第3、議案第45号 八郎潟町長等の給与の減額に関する条例の制定について、を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 おはようございます。
始めに、このたびの職員の不祥事について、町議会議員並びに町民の皆様に、多大なるご迷惑と地方公務員の信用失墜・不信感をおかけしたこと、また、これらの行為に気付かず、対応が遅れましたことを、深くお詫び申し上げます。
既に、町ホームページによる公表のほか、マスコミでも報道されているとおり、当該職員は、軽油の私的流用をはじめ、連鎖的に数々の非違行為を繰り返しておりました。
3回目の事情聴取にして、ようやく全てを認めるなど、悪質性が高いことから、最も重い処分である懲戒免職とした次第でございます。
このような事案が再び起こらないよう、今後は職員の教育・管理のさらなる徹底を図って参ります。
それでは、本日提出いたします議案の概要についてご説明申し上げます。
配付資料をご覧ください。
議案第45号 八郎潟町長等の給与の減額に関する条例の制定について
本議案は、今般の町職員の懲戒処分に関連し、町長、副町長が管理監督責任負うため、給与の減給を提案するものでございます。
減給の内容は、令和2年8月分の給与をそれぞれ30%減じるものであります。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。
- 副議長 伊藤秋雄 これより、議案第45号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、石井議員。
- 5番 石井清人 この45号の議案の内容については、私は特に異議とか反対するものではありません

けども、しかし、この町長、副町長さんが減額に至ったというところの原因は、まず職員の不祥事があるんだけど、そこでまず給料減額で終わるかと言えば、私はそれもそれで必要なんだけど、それよりは再発防止ということをしつかりまず対策を取るべきだと思います。

そこでお聞きしたいのは、例えばまず私的流用のことがあります。それから空勤務これがあったんだけど、そういう部分この後チェックの仕方とか何か対策考えているのでしょうか。例えば流用ってば物品管理もあるんだけど、詰めていけばボールペン1本、鉛筆1本もまず備品になるけども、そういう物品管理しつかりしないといけないし、空勤務、伝票にハンコ押して回して裏張りすれば出勤したということで、伝票起こしてしまうのか、勤務したよという実態をどう確認するか、そういう再発防止何かしら考えているものがあったらお知らせ下さい。

それともまた、この後検討するということなのか、そこですね。

それから新聞報道では、4つ書かれてるけども、3つ目のところの重機の処分なんだけど、これはまだ十分使える機械でそれを勝手にやったということなのか、そうすると何か業者もいて共犯みたいな感じで窃盗みたいなもんだけど、そうなのか、そうでなくても壊れて使い物にならないものを邪魔だから持って行ってくれと、こういうことと程度で終わったのか、そのところもちよっと分からなくて、分かったら教えて下さい。

4つ目のごみ袋んだけど、これはあるいはその業者に求められて分けてくれないか、と言われて出したのか、それとも職員が格好付けるためにこれも持って行けば持って行けばとやってやったものか、そこ辺りの奥深さというのもちよっと分からないので、出来たら併せてそのところ教えて下さい。

町長 畠山菊夫 このたびの非違行為に関しては、これらに気づくのが遅れたということについては、先程も言いましたとおり、本当に申し訳なく思っております。

一職員と現場の対応のこのまずさというか、その関係が見抜けなかったということは本当に反省しなければいけないし、課長が動いた時期でもございました。

そういう意味では、今後、推進会議の中で職員教育徹底して参りたいと思っておりますし、再発防止のための施策、これはしっかり対応して行きたいと思っております。

詳しい内容については、課長の方から答弁させたいと思っております。以上です。

副議長 伊藤秋雄 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 私の方から再発防止につきましては、今後、各課の現状を十分に把握しながら、どうすればこのようなことが起きないかというのを、各課全員で考えて行くべきものと考えております。

施設での勤務のチェック体制におきましても、同様でございますけれどもそれらを今後全員で考えて参ります。後、物品管理でございますが、鉛筆1本確かにそうでございます。本町の備品関係につきましては、これまで伝票でその取得した場合の備品台帳への搭載、それから処分した場合の削除といったものについて、これまで伝票で管理しておりませんでしたので、今現在、パソコン等にそういったシステムもございますので、それらを活用しながらきちんとしたものにして行きたいと考えております。

それから重機処分ですが、現状では油漏れとか、これドーザーのことですけれども前のポケット部分がぐらぐらして、操作するにしてもドーザーの役割を果たしていなかった現状がございます。

耐用年数も過ぎておりますので、価値的にはほとんどないものとは思っております。

後、ごみ袋につきましては、今回この指摘した補佐が、そのごみ袋に解体したごみを入れて、町内のごみ箱にそれを置かせたという悪質なものでございました。以上です。

副議長 伊藤秋雄 他にありませんか。近藤議員。

9番 近藤美喜雄 お願い、相談ですけれども、ここでほら新聞見てる訳ですね一般町民も議員も、あの新聞だけではちょっと理解出来ないような感じがあるので、今の石井議員もおそらく絡んだ質問だと思いますけれども、これを今この場で議員がある程度納得する理解出来るようなことの質疑をするのかどうか、あるいはこの決議をする前に、ある程度休憩をしてもやるのか、後この程度で終わって賛成・反対とこういう風なことになるのか、ここいら辺りはある程度ねもうちょっと詳しく聞きたいことがあるので、このまま終わるのはちょっと、終わってから議案等後からまずやりましょうというのは、何か順序がおかしいなという感じもしますけれども、出来れば休憩なり何なり出来るものであれば、もうちょっと議員の皆さんの意見を聞いていただきたいと、私も発言しますけれども、そう思って

ますけどもどうですか。

副議長 伊藤秋雄 ただ今、9番の近藤議員から提案がありました。ここで一旦暫時休憩して、話し合いたいということですので、そこを認めます。
暫時休憩いたします。

(休 憩)

(再 開)

副議長 伊藤秋雄 休憩中にいろいろ話し合われましたので、休憩に遡って再開いたします。
何か質問ありませんか。近藤議員。

9番 近藤美喜雄 さっきのまとめちょっと、先程言いましたようにこの後の管理、これやっぱりかなり吟味してかからないと、二度とということはないとは思いますが、何しろ目に見えない場所ですので、管理、報告こういう風なものとはちゃんとやって頂くようお願いしたいと思います。

副議長 伊藤秋雄 はい、要望ですね。他にありませんか。7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 懲戒処分についてお伺いしたいと思います。懲戒処分というのは職員にとって一番重い処分になります。処分をするに当たっては、法律、それから条令、なければその都度お考えを立てて決裁を受けると、若しくは第三者委員会等を開いてその規定を決めるというのが原則のようであります。

そこで懲戒処分について、本町では私が職員事務規程を見ると、罰則規定はありません。どういう基準に基づいて懲戒処分を決めたのか、どういう法律等に基づいて決めたのか、それをまず伺いたいと思います。

法律の地方公務員法第27条においては、職員に非があるようにしてはならないというように言われております。

先程の休憩中にありましたけども、まだ額も確定していない、そういう状況下において懲戒処分を決めたというのは、どういう理由なのかそれがまず第一点であります。

さらには第二点においては、刑事告発をするのかしないのか、これが第二点であります。第三点はこの町民に対して公務員が多大な迷惑をかけた損害賠償がある訳です。

それに対して損害賠償をするのかしないのか、するとしていたならば既に時期が相当遡っておりますので、支出負担行為の義務行為があったと思いますけども、それについては行っているのかいないのかこの三点と、もう一つこの事件が発覚したのは新聞記事によれば2ヶ月ぐらい前であると書いてありますけども、人事異動で現課長は4月1日からその担当になっている訳であります。

現課長がこの問題を発見したのか、私思うには4月1日で人事異動がなされて、現課長がこの任を担っていたときにこれが発覚したのか、その前の課長の時に発覚したのかその点をお知らせ下さい。以上4点です。

副議長 伊藤秋雄 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございますけれども、実損額が確定していない中での処分についてでございますが、公費での実損害額はまだ確定はしておりませんが、その他マスコミや町のホームページでも掲載しているとおり、非違行為につきましてはものすごい数と内容がございます。これをもって十分に処分出来るものと考えて処分しております。

あと刑事告発するかどうかですが、先程の近藤議員のご質問にお答えいたしましたけれども、警察の方に相談をしておりますその内容以下により今後検討して行くこととしております。

あと損害賠償につきましては、その損害額が認定出来るかどうかというところもありますけども、それも今後十分に検討したいと思っております。

最後の支出負担行為のところですが、意味がちょっと分からないのでもう一度説明をお願いいたします。

それから現課長が今回分かったのかということなんですけども、実は現課長がクリーンセンターの付近を、休日に車で移動しておった時に、補佐と車ですれ違って何か不審に思いました、休みの日クリーンセンター稼働しておりませんので、それで管理人の方にいろいろ聞き取りをした、というのがきっかけでございます。

支出負担行為の方もう一度説明をお願いします。

副議長 伊藤秋雄 はい、7番 加藤議員。

7 番 加藤千代美 支出負担行為については民事でやるのか、民事にかけないで行政の中で内密的に行うのかによって、支出負担行為が発生するか発生しないかという問題があります。
それで基本は刑事訴訟にするのかしないのか、町が損害賠償受けたということで刑事事件にするのかしないのか、というのが大きな起点ですのでその辺をはっきりして下さい。

副議長 伊藤秋雄 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 あの答弁の方、ちょっと重複いたしますが警察の方にそこら辺も含めていろいろ相談しておりますので、その捜査内容を見守りたいと考えております。以上です。

7 番 加藤千代美 あの私見ですけども、さっきからいろんな話を聞いてますと、町で損害を被ったということは事実なんでしょう。損害を被った場合は、損害賠償請求というのは発生するんじゃないですか。そういう場合には刑事告発するのか、それとも刑事告発しないで損害賠償を職員に対して求めるのか、その辺はどういう考えですか。

副議長 伊藤秋雄 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 何度も言いますが、この損害額についてははっきりしませんので、その内容により判断したいと思っております。
いずれ警察の捜査がいろいろ今後出てきます。その度合いによってもまた考え方一緒に相談しながら進めて行きたいと思っております。以上です。

7 番 加藤千代美 じゃあ聞きますけども、懲戒処分が一番大きな原因の理由は何であったんですか。

総務課長 小野良幸 ホームページにも書いておりますが、お手元の資料にもございますけども、地方公務員法第 33 条、信用失墜行為の禁止が中心ではございます。
その他に今回、地方公務員法に照らし合わせるといたしましたら、地方公務員法先程第 33 条の信用失墜行為の禁止でございました。それから同じく 35 条、職務に専念する義務これに違反しておりました。
それから第 38 条、営利企業への従事等の制限、これにも違反しております。
先程、議員の方から懲罰、罰則規定ないとかというお話しございましたけども、町の方では八郎潟町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例がございます。そしてその懲戒処分等に関する規程もございます。
その懲戒処分等に関する規程の第 3 条におきまして、非違行為の標準的な処分量を定めている規程が第 3 条に規程しております。
それらに基づきまして、懲戒審査委員会を開催し決定したものでございます。以上です。

7 番 加藤千代美 懲戒処分のその規程の内容、ちょっと読んで下さいませんか。この条例の中にありますか。

総務課長 小野良幸 条例ではありません。規程です。平成 31 年 3 月 15 日、規則第 1 号でございます。

副議長 伊藤秋雄 加藤議員いいですか。
ちょっと暫時休憩します。

(休 憩)
(再 開)

副議長 伊藤秋雄 再開いたします。他にありませんか。はい、10 番 金議員。

10 番 金一義 ここであります処理ですけども、重機の場合は勝手に処分して代金いくら位の処分料だったのか、そのことは報告されておらないようですけども、鉄くず売却どうのこうのと書いてありますけどもそれがいくらだったのか、それと軽油 366ℓとありますけどもこれは解体の私的流用とありますけれども、これはそうするとこの今回の方が解体の、さっきの説明だと依頼自分で受けたような感覚で私聞いておるけども、それでそういう業者さんと指示された機械を使って云々ということだったようですけども、この解体した場合の重機、どの位の家屋の解体のお金で契約されたのか、そこら辺もお知らせ願えれば有難いです。

それと後、ようするに副町長さんも一時この課を課長で兼務されております。その時点において結局、町長、副町長管理者でございますから、そういう形の不正というのはなかなか見抜くことは出来ないと思うけども、改善するべきものが課長を兼務されたときですね、副町長の立場として感じたものはなかったのか、ただ副町長の兼務というだけで終わったのか、そこら辺の考え方もお知らせしてもらえれば。

それと話によると、軽油この数じゃないような話も聞こえてきてますけども、この366ℓそのものであるのかどうか、それで結局この軽油そうするとどういうタンクに入っているか分からないですけども、あそこに関係のない車両が行って軽油を給油するということが、果たしてどういう形で捉えておったのか、366ℓだと一日、二日で大型だと一回でも10t、15t車だと一回で360ℓ位入ります。

だからどういう車両で、その解体現場までじゃあ何で運んで歩いたのか、誰がこういう手助けをしたのか、そこら辺の把握というのは当局で捕まえていらっしゃいますか。そこら辺をお知らせ願います。

副議長 伊藤秋雄 千田副町長。

副町長 千田 清 私が昨年の12月に課長の事務取扱として、今年の3月まで兼務しておりました。その間の出来事でございます、私も大変責任を痛感しているところでございます。まず、気づけなかったのかということでございますけれども、やはり私もそこまでは気づけなかったのも事実でございます。ただ、支出伝票で3月の末でございましたので2月の軽油366ℓ、さらに3月末に5百何十ℓか購入しております。そこら辺でちょっと不振だなということで、分かったのが4月に入ってからでございます。そしてさらにこの事件が発覚してからになりますけども、消耗品についても私が課長時代に決裁したのもございました。それらについてまず点検させていただくということで、現町民課長に指示しております。そしたら実際に消耗品についても、私的に持って行ったという事実もございました。そういう風なことで、今回、私本当に痛感しております。ただ、今後の管理についてはやはり複数で管理するとか、伝票についても複数の職員がチェックする等のシステムというか、そういうことにして参りたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

副議長 伊藤秋雄 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 私からは重機の処分料いくらであったのかということなんですけども、処分料はかかっておりません。その処分する業者さんが、ただで持って行けるということで処分に出したみたいでございます。あとそれから軽油についてどんな車でどんな風に使われたのかということなんですけども、その町外の空き家解体の作業を補佐が業者に頼まれてやっておりました。高速を使って大仙市までトラック2台で行っております。それに係る軽油、それから向こうの現場で民家を解体するために、ポリ容器でトラックで行くたびに2個とか3個とかを持って行っております。それについては全部本人からのヒアリング、それからその関係者のヒアリングで確認をしております。以上です。

10番 金一義 そうすれば重機そのものがほとんどゼロの査定だと、ということは完全に窃盗罪としての、ゼロということはあり得ないと思いますので、結局、井川のあそこ通れば分かりますけども、今、鉄はいくらとか基本外定形が500円とかいろいろと価格付いております。それがドーザーはすぐ分かりますけども、からきし鉄の固まりがゼロということはあり得ないので、そこら辺が町としての考え方、その物が古くなったからゼロということはないですから、それとその家屋解体がそうするとこっちで彼がその資材等を徹底してやってるということは、いくらで彼が受けたのかそこら辺が当局では全然把握してないということですか。

総務課長 小野良幸 今回その部分について、町は大きいところですので確認したかったところです。本人からは最後までそこについては、話を聞くことは出来ませんでした。癒着があるのではないかとということで、かなりかなり本人から話を聞いた訳ですが、お金は貰っていないということで終わっております。じゃあどうしてこういうことをしたのかという変な話ですので、確認はしていたんですけども、実は自分がうちの方に届け出をしないで、アパート経営をやっておりました。古くなったのでその解体を安く上げたい、そのためにうちの方の町内の空き家を解体した業者さんと仲良くしておけば、自分に見返りがあるだろうということで始めた

いう話は聞きました。以上です。

- 10番 金一義 それからも一つ、そうすればこれは首長さんにお伺いしますけれども、結局今の形で先程から報告もらっているけども、これは窃盗罪ということになりますけども、町の立場としてはどういう形で今考えておられるのか、彼がなかなかはっきりしないまでは黙っているのか、まるっきり警察の方にお任せするのか、でも実際こういう被害が町としてはある訳です。
少なくともはっきり目に見える被害があります。その者に対するやっぱりきちっとした形のものをしておらないと、今後の職員の試験に影響すると思います。
だからそこら辺の考え方、立ち振る舞いを町として今後、ただ警察の方に任せる、向こうの方からという形なのか、それ以前に弁護士さんと相談しながら法的な立場でやって行くのかそこら辺お聞きしたいと思います。

副議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

- 町長 畠山菊夫 ヒアリングしていくうちに、なかなか本質が見えてこない、正直に言わなかった点これが実を言えば、警察にお願いをするということで相談を受けまして、じゃあそのほうがいいだろうということで、警察にも相談をしました。
そして報告した通り3回目のヒアリング、それでもなかなか正直に言わなくて、そのヒアリングの最後の段階で、正直に経営の部分、そしてごみ袋の件それを正直に本人が言いました。それで私自身、普段の勤務態度も悪く、これは全課長方も注意はしております。
町民に対する態度も悪いし、そういうことで私も再三注意もしましたけども、そういうことがありまして、すぐに懲戒審査会を開くようにと言いついて、その答申を受けて2日後に7月17日に懲戒免職処分を下したところでございます。
性急判断という風な意見もありますけれども、私自身、今までの非違行為、多岐に渡る非違行為、そしてまた私の任期期間中に是非やっぱり処分しなければいけない、そういう思いもありましてこの度の運びとなりました。
損害についてはこれから、例えば軽油の部分も3660、これはどの部分が使われたのか、重機にも使っております。金額ははっきりしません。
総体的な金額が見えた時には、刑事告訴も検討しながら警察の調査結果を見ながら今後検討して行きたいと思っております。以上でございます。

副議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、2番。

- 2番 柳田裕平 私も今の金議員の内容をお聞きしようと思ったんですが、今、町長の答弁もありましたのでだぶるかなと思いますが、損害額の認定が難しいと言われてますが、この説明の文章の中にもやはり流用という言葉に関連することがいっぱい出てきます。
やはり町がそれなりの損害を調べて、請求するというをやってもらわないと、町民が納得しないだろうという風に私は考えますので、そこら辺を今後十分考えていただきたいと思っております。

副議長 伊藤秋雄 要望ですか。他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

副議長 伊藤秋雄 なしの声がありますので、質疑なしと認めます。
議案第45号に対する質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

副議長 伊藤秋雄 なしの声がありますので、討論なしと認めます。採決いたします。
日程第3、議案第45号 八郎潟町長等の給与の減額に関する条例の制定について、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

副議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第45号は原案どおり可決されました。
次に、日程第4、承認第7号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについて、を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。

副議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 配付しました補正予算書をご覧ください。
承認第7号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、売上が20%以上減少した事業所に対して一律30万円を交付する中小企業事業継続支援金について、一般会計補正予算（第3号）で100事業所分、3千万円の予算を計上していましたが、予算に不足が生じたため専決処分をしたものでございます。
予算書1ページをご覧ください。歳入歳出にそれぞれ840万円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億3,135万円としております。
8・9ページ、歳入は、繰越金の前年度繰越金に840万円を追加しております。
10・11ページ、歳出は、商工費の商工振興費に28事業所分として中小企業事業継続支援金840万円を追加しております。
議案として議会に提出する必要がありましたが、議会の議決を経る暇がなかったため専決処分をしたものであります。これについて議会に報告し、その承認を求めるものでございます。
以上が一般会計補正予算（第5号）の専決処分の概要であります。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副議長 伊藤秋雄 これより、承認第7号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、石井議員。

5番 石井清人 5番 石井です。今回の補正額840万は、町単で置いたんですけども、何か聞くところによれば、コロナの第二次補正がきて市町村にお金がかかるような話もあるので、もしそういう財源がくればその後これ財源の組み換えというか、特定財源に組み換えていくのかな、そういう予定もあるのかな、そこを聞きたいですけども。

副議長 伊藤秋雄 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 今回、前年度繰越金で歳入予算措置いたしました。補正予算の第3号で他のいろいろな経済対策分、合せての歳入予算を計上しております。
各それぞれの事業ごとに、予算をオーバーしたもの、予算が余るもの、それらを最後トータルして交付される金額が決まって参ります。
そのはっきりした時点で歳入を組み換えたいと思っております。以上です。

5番 石井清人 財源組み換えるんだな。

総務課長 小野良幸 はい。

副議長 伊藤秋雄 他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

副議長 伊藤秋雄 なしの声がありますので、質疑なしと認めます。
これにて、承認第7号に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

副議長 伊藤秋雄 なしの声がありますので、討論なしと認めます。採決いたします。
日程第4、承認第7号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

副議長 伊藤秋雄 起立全員であり、よって承認第7号は承認することに決定いたしました。
今期臨時会に付議された事件は全て終了しました。
これをもちまして、八郎潟町議会第3回臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

(閉会 午前11時 4分)

会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

副議長

議会議員

議会議員

